

[事案 25-13] 契約無効・既払込保険料返還請求

・平成 25 年 9 月 5 日 裁定打切り

<事案の概要>

契約者かつ被保険者の知らないところで代筆等により申込みや各種手続の行われた契約を無効とし、保険料相当額を支払うことを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

私の母である募集人は、平成 10 年から同 19 年にかけて何者かにより代筆して 3 件の養老保険等を成立させ、また、平成 13 年から同 24 年にかけて契約者かつ被保険者である私の同意なしに 4 件の養老保険等について貸付けおよび返済手続や解約手続を行った。以下の理由により、既に解約済の合計 7 件の保険契約を無効として受領済の解約返戻金と既払込保険料との差額を支払うとともに、私の知らないところで募集人が受領したと考えられる生存給付金および契約者貸付金を返還させたいと、私に支払ってほしい。

- (1) 募集人は、自らあるいは第三者を介して、私の承諾なく、あるいは詐欺・脅迫により不正な承諾を得て、契約申込書、契約者貸付申込書、解約請求書等の請求書類を代筆した。
- (2) 保険会社は、満期保険金・解約返戻金等を、本人確認を取らずに、私が管理していない私名義の口座に振り込んでいる。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人が代筆して成立させた 3 件の契約は、仮に申立人の同意がなかったとしても、契約成立後に申立人自身が行った契約者貸付および改姓手続により、追認している。
- (2) 募集人が貸付けおよび返済手続や解約手続を行った 4 件の契約は、申立人自身が契約申込をしていることから契約は有効である。
- (3) 当社は、満期保険金、解約返戻金等を申立人名義の口座に振り込んでおり、本人確認手続に問題はない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定打切り通知にその理由を明記し、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 一般に、契約申込書等の各種の手続書類の代筆は、その代筆が契約者や請求者の有効な意思にもとづくものである限り有効であるので、本件では、各種の書類が申立人の有効な同意にもとづくか否かが問題となる。
- (2) この点について評価・判断するにあたっては、各種の書類が作成された経緯等について慎重な事実認定が必要となるが、事実の認定は、当事者の反対尋問権が保障され、宣誓したうえでの虚偽の陳述には当事者については過料の制裁、証人については刑事罰の制裁を背景とした、裁判所の手続（訴訟）においてこそ実現が可能である。

(3) 仮に保険会社に不当利得返還義務等が発生する場合、申立人の受けた損害額を確定する必要があるが、そのためには以下の事実についても判断する必要がある。

① 本件において実質的に保険料を負担していたのは誰か。

② 解約返戻金等を実質的に受領していたのは誰か。

③ 申立人と募集人の間で締結された申立外の和解契約によって、金銭の授受がなされたか。

(4) このように、争点が多岐にわたり、それらについて当事者の主張が鋭く対立し、事実認定が困難である本件は、裁判所における訴訟による解決が適当であり、当審査会において裁定を行うことは適当でないと判断する。